

神戸市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

神戸市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

神戸市建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年2月規則第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第3項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下単に「書類」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 <u>書類の閲覧の場所</u>（以下「<u>閲覧所</u>」という。）は、建築住宅局建築指導部内に置く。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第3項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下単に「書類」という。）の<u>閲覧の場所</u>（以下「<u>閲覧所</u>」という。）及び閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 <u>閲覧所</u>は、建築住宅局建築指導部内に置く。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。